

行政法 Chapter 10

Date

/

Date

/

Date

/



普通地方公共団体に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 地方自治法上の普通地方公共団体とは、都道府県、郡、市町村、及び特別区のことを指す。
- 2 都道府県と市町村は、一定の地域を共通してその区域とするものであるところ、都道府県は、市町村の上位団体であり、市町村を指揮監督する関係にある。
- 3 地方自治法上、都道府県の処理する事務は一般的、包括的に規定されているのに対し、市町村の処理する事務は典型的に規定されている。
- 4 市は、その成立要件である人口5万を満たさなくなった場合には、引き続き市であり続けることはできず、町又は村とみなされる。
- 5 地方自治法上、大都市等に関する特例が存在するが、地方自治法改正により、中核市制度と特例市制度が統合され、中核市の指定要件が「人口30万以上」から「人口20万以上」に変更されるとともに、特例市制度が廃止された。

正解
5

[地方自治総論] 普通地方公共団体

1 誤り

普通地方公共団体とは、都道府県及び市町村をいう（地方自治法1条の3第2項）。したがって、郡及び特別区は、普通地方公共団体ではない。また、特別区は、特別地方公共団体の1つである（同条第3項）。

2 誤り

都道府県と市町村が一定の地域を共通してその区域とするという部分は正しい（同法2条5項、5条2項参照）。もっとも、地方自治法は、都道府県と市町村の適切な事務・事業の分担をすべく、両者の関係において一定の秩序を設けているにすぎない。したがって、両者は、上下関係や指揮監督関係ではなく、対等並列の関係にあると考えられている。

3 誤り

地方自治法上、都道府県の処理する事務は、普通地方公共団体の処理する事務のうち、「広域にわたるもの」や「市町村に関する連絡調整に関するもの」など典型的に規定されている（同法2条5項）。これに対し、市町村の処理する事務は、「一般的に」規定されている（同条3項）。これは、事務配分における市町村優先の原則を意味するものと考えられる。

4 誤り

市となるためには、人口5万以上を有することが要件である（同法8条1項1号）。もっとも、これは成立要件であり、存続要件とは解されていない。したがって、いったん市となった場合、人口5万を下回ったとしても、市ではなくなるというわけではない。

5 正しい

2014年の地方自治法改正により、大都市等に関する特例のうち、中核市制度と特例市制度が統合され、中核市の指定要件が「人口30万以上」から「人口20万以上」に変更されるとともに、特例市制度が廃止された。

なお、現行法上、大都市等に関する特例として指定都市及び中核市があり、**指定都市**は政令で指定する**人口50万**以上の市（同法252条の19第1項）、中核市は政令で指定する**人口20万**以上の市（同法252条の22第1項）をいう。

以上により、正しいものは**肢5**であり、正解は**5**となる。